

# 機械設備のメンテナンス・点検・修理に伴う ロシアからの輸出・再輸入手続き

(2018年12月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 Bryan Cape Leighton Paisner (Russia) LLP に作成委託し、2018年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Bryan Cape Leighton Paisner (Russia) LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Bryan Cape Leighton Paisner (Russia) LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所  
E-mail：rsm-doc@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

1. 一時輸出.....	1
2. 関税地域外での加工.....	1
3. 輸出・再輸入時の関税・VATの支払い免除方法.....	4
4. これらの手続きを実施する際に注意すべき点.....	5
5. 上記手続きを利用している企業事例.....	5
添付資料 1.....	6
添付資料 2.....	7

## 1. 一時輸出

機械設備は頻繁に点検や修理をする必要がある。

機械設備やその部品を診断や点検のために海外に持ち出す企業は、通常一時輸出という通関手続きを選択する。これにより、関税を支払うことなく一定期間製品を海外で使用することができる<sup>1</sup>。

輸出後、製品に対しその保全性を確保するための修理（オーバーホールやアップグレードを除く）、メンテナンス、その他のオペレーションをすることが認められている<sup>2</sup>。

診断とメンテナンスを受けたのち、機械設備は再輸入という通関手続きでロシアに戻され、その際関税は支払われない<sup>3</sup>。

輸出期間は、企業の希望と機械設備輸出の理由に基づき、税関が決定する<sup>4</sup>。

添付資料 1 (p. 6) を参照されたい。

## 2. 関税地域外での加工

ロシアでは修理とアップグレードやオーバーホールの間の線引きに関する明確な規則がないので、非常に難しい。この点が不明瞭なため、機械設備修理の目的で海外に一時輸出する際に手続きにリスクが生じる。税関が、ほどこされた修理をアップグレードとみなし、罰金を科すこともありうる<sup>5</sup>。

このような理由から、海外のサービス・修理工場で機械設備を修理する場合は、関税地域外での加工という通関手続きをとることが望ましい。

この通関手続きでは、製品はユーラシア経済連合の関税地域外での加工オペレーション完了後、同関税地域へ返却されることを前提として関税地域から輸出される<sup>6</sup>。

関税地域外での加工という通関手続きでは、製品を完全にリリースされた輸入品（EEU 製品）としても、あるいは使用・処分に関する制限付きの関税特典でリリースされた輸入品（外国製品）としても、取り扱うことができる<sup>7</sup>。

また、この通関手続きを税関に提示せず一時輸出手続きで輸出した製品に対して申請することもできる<sup>8</sup>。このようなことが必要になるのは、一時輸出手続きで診断やメンテナンスのために輸出した機械設備に、オーバーホールやアップグレードをする必要が生じた時である。

---

<sup>1</sup> TC EEU 第 227 条

<sup>2</sup> TC EEU 第 230 条

<sup>3</sup> TC EEU 第 231 条 1 項

<sup>4</sup> TC EEU 第 229 条 1 項、税関規則法第 171 条 1、2 項

<sup>5</sup> ロシア連邦行政違反法第 16.19 条 2 部で製品価格の 50～200%の罰金または製品の押収が規定されている。

<sup>6</sup> TC EEU 第 176 条 1 項

<sup>7</sup> TC EEU 第 176 条 3 項

<sup>8</sup> TC EEU 第 176 条 4 項

関税地域外での加工という通関手続きを適用できない製品のリストが、ユーラシア経済委員会により制定されていることを考慮する必要がある<sup>9</sup>。ここには金属と数種の金属製品などが入っている。

EEU の関税地域外での加工にあたるオペレーションは以下のとおりである。

- (a) 製品の加工または処理
- (b) 取り付け、組み立て、解体、調整などの製品の製造
- (c) 修復、部品交換、アップグレードなどの製品の修理<sup>10</sup>。

このようにして、関税地域外での加工の手続きでは、機械設備に対するあらゆる種類の修理と、部品や構成要素の交換やアップグレードを行うことが認められている。

輸出された製品を、加工品の状態でも税関が特定できるようにしなければならない。そのために、以下の方法がとられる。

- (d) 製品への印、スタンプ、数字などのマーキング
- (e) 詳述、写真、製品の実寸大の画像
- (f) あらかじめ選んだサンプルおよび（または）見本と加工品の比較
- (g) シリアル番号など、製品に既存の表示の利用
- (h) 製品の性質や EEU の関税地域外で実施される加工オペレーションの性質に照らして適用可能なその他の方法：EEU の関税地域外での加工オペレーション実施の技術的プロセスにおける EEU 製品の使用に関する詳細な情報が記載された提出書類の調査、加工品の製造技術など<sup>11</sup>。

加工品の状態での製品の識別方法は申告者である企業が提案するが、税関がそれを採用できないと判断した場合、税関が自らの裁量で識別方法を決定できる<sup>12</sup>。

製品識別の問題はこの手続きで一番難しいものであり、事前の綿密な調査が必要である。機械設備の修理の場合、通常はシリアル番号、その他の機械設備に付された識別マークが使用される。

製品の加工期間は企業自身が修理に要する時間などをもとに決め、関税地域外での加工の通関手続き申請書の審査の際に税関と合意する<sup>13</sup>。しかし、この期間には上限があり 2 年を超えてはならない。さらに、加工期間には製品加工そのものの時間以外に、加工品を再輸入するために輸送する時間と通関の時間も含まれる<sup>14</sup>。

---

<sup>9</sup> 2010 年 9 月 20 日付関税同盟理事会決定第 375 号

<sup>10</sup> TC EEU 第 179 条

<sup>11</sup> TC EEU 第 180 条

<sup>12</sup> 税関規則法第 137 条 3 項

<sup>13</sup> 税関規則法第 136 条 2 項

<sup>14</sup> TC EEU 第 181 条 3、4 項

関税地域外での製品加工の許可を取得するためには、申告者である企業が自社の登録地の税関に申請書と確証書類を提出して申請する<sup>15</sup>。

関税地域外での製品加工の申請書には、以下に関する情報を記載する。

- 1) 申請者（申告者）
- 2) 製品加工オペレーションを直接実施する者（複数の場合はすべて）
- 3) 加工の対象となる経済連合製品と加工品（名称、HS コード、数量、価格）
- 4) 製品加工オペレーションとその実施方法および期間
- 5) 製品加工オペレーションに使用される工場の所在地
- 6) 加工品生産の基準（複数ある場合はすべて）
- 7) 製品と加工品の識別方法
- 8) 製品の加工期間
- 9) 同等の外国製品と加工品の交換
- 10) 製品を所有、使用および（または）処分する権利を確認できる書類
- 11) 関税地域外での製品加工の通関手続きを開始・完了する予定の税関（複数の場合はすべて）<sup>16</sup>

税関は申請書を 15 営業日以内に審査するが、30 日まで延長が可能である。関税地域外での製品加工の通関手続きを取る目的が修理の場合、申請書として貨物税関申告書を用いることができ、貨物税関申告書は 4 時間で審査を終えリリースされる。ただし、翌日になる場合もある<sup>17</sup>。

所定の加工期間満了前に加工品（修理済みの製品も含め）をロシアに輸入し、国内消費向けリリースの手続きをふんでリリースしなければならない。

無償（保証）で修理された製品を、再輸入手続きによりリリースすることができる。しかし、このような製品が無償（保証）修理を受ける原因となった欠陥があることが前から分かっている、ロシア国内消費向けにリリースされていた場合、再輸入手続きをとることはできない<sup>18</sup>。

企業が輸出した機械設備を海外に残す必要がある場合、輸出の手続きをとることができる<sup>19</sup>。

修理を目的として製品を輸出する場合、加工品を記述、品質、技術的仕様において加工品と同等の外国製品と交換することができる（いわゆる先行輸入を伴う加工）。このようなオペレーションには税関からの許可を取得する必要がある<sup>20</sup>。

---

<sup>15</sup> 税関規則法第 140 条 2 項

<sup>16</sup> 税関規則法第 140 条 3、4 項

<sup>17</sup> TC EEU 第 119 条、税関規則法第 140 条 10 項

<sup>18</sup> TC EEU 第 184 条 1 項

<sup>19</sup> TC EEU 第 184 条 2 項

<sup>20</sup> TC EEU 第 183 条

以下の場合に税関は、加工品を同等の外国製品と交換することを許可する。

- 1) 修理を実施する外国法人が、加工品を同等の外国製品と交換する必要があることを確認した場合。
- 2) 加工品が同等の外国製品と交換される可能性があることが、契約書または製造元保証書に規定されている場合。
- 3) 同等の外国製品が、加工許可証に記載された関税地域外での加工の通関手続きの有効期間内に再輸入の通関手続きでロシアに持ち込まれた場合<sup>21</sup>

このオプションにより、企業は輸出した機械設備の修理完了を待たずに、迅速に稼働可能な代替品をロシアに輸入することができる。さらに、このような同等の外国製品のロシアへの輸入を、修理対象となっている製品の輸出前に行うことができる。

添付資料 2 (p. 7) を参照されたい。

### 3. 輸出・再輸入時の関税・VAT の支払い免除方法

加工が完了した製品の国内消費向けリリース手続きを開始するにあたり、輸入関税が加工オペレーションの価格、つまり実際に加工オペレーション（修理）にかかった費用、および加工オペレーション（修理）に使用された外国製品の価格（修理費用に含まれていない場合）に従って計算される<sup>22</sup>。

加工完了の際、再輸入手続きでは輸入関税の支払いは行われ<sup>23</sup>ない。

加工品輸入の際、関税地域外での加工の結果できた外国製品に対して VAT が完全または部分的に免除される<sup>24</sup>。完全に免除されるのは、以前関税地域から保証（無償）修理のために輸出された製品が、再輸入の手続きで輸入される場合である。

さらに、再輸入される機械設備が以前使用・処分制限に関連する関税特権の適用を受けてリリースされていた場合、関税と輸入 VAT の支払いは行われ<sup>25</sup>ない。

修理を目的として製品を輸出する場合、物品税の支払いは行われ<sup>26</sup>ない。

---

<sup>21</sup> 税関規則法第 143 条

<sup>22</sup> TC EEU 第 186 条 1、2 項

<sup>23</sup> TC EEU 第 235 条 1 項

<sup>24</sup> ロシア連邦税法第 151 条 1 項の 6

<sup>25</sup> TC EEU 第 186 条 7 項

<sup>26</sup> TC EEU 第 186 条 5 項

#### 4. これらの手続きを実施する際に注意すべき点

一時輸出と海外での製品加工の手続きを実施するためには、税関規則（主な規定につき上述）に従う必要がある。特に以下のような側面に注意すべきである。

- (i) 機械設備を修理のために輸出し再輸入するためには、事前に税関から許可を取得する必要がある。ただし、税関は申請を拒絶することができる。
- (j) 税関は過去に輸出された機械設備と再輸入された機械設備を比較し、シリアル番号等などを用いて識別する。識別方法については事前に調査し、税関および海外の修理工場と合意しておく必要がある。
- (k) 修理実施手順とそれに関係する依頼人と修理工場の義務が、両者間の契約書に反映されていなければならない。この取引に伴うその他の書類、機械設備の修理と輸出・輸入の義務も正しく文書化されていなくてはならない。

検討対象となっている通関手続きの難しさを考慮し、企業はしばしば、ロシア連邦税関局の認可を受けている通関代理人で、これら通関手続きを行った経験のあるところにサポートを求める。

#### 5. 上記手続きを利用している企業事例

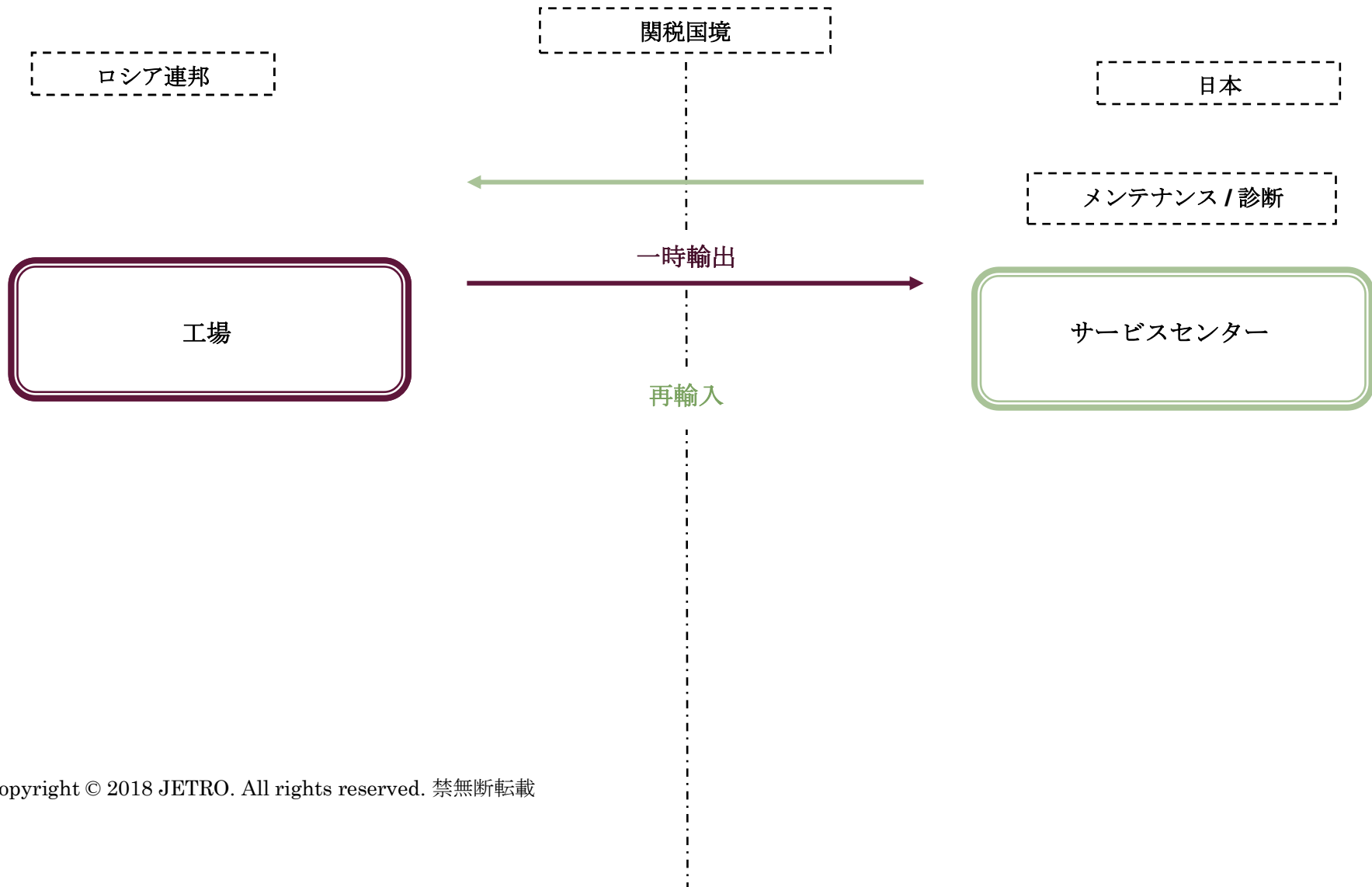
機械設備のメンテナンスと修理を目的とした一時輸出と関税地域外での加工の手続きは、綿密で時に時間のかかる調査を必要とするが、実際に適用されてもいる。

この手続きはロシア法人にも外国法人にも利用されており、製造業、航空会社、医療機器を取り扱う企業などが主に活用している。



添付資料 1

メンテナンスと診断



添付資料2

修理

